

市第197号議案 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の 基準に関する条例等の一部改正

1 改正の趣旨

「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第5号）」及び「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第4号）」が平成25年1月18日に公布され、平成25年4月1日に障害者自立支援法関係の政令及び省令が改正されます。これに伴い、当該政令及び省令を引用している本市条例について、関係規定を改正し、平成25年4月1日までに施行する必要があります。

2 改正する条例

- (1) 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (2) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (3) 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
- (4) 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (5) 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

3 改正内容

各条例の規定中、障害者自立支援法関係の政令及び省令の表記を次のとおり改正します。
なお、当該政令及び省令の表記以外の改正はありません。

	改正後	改正前
政令	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>	<u>障害者自立支援法施行令</u>
厚生労働省令	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>	<u>障害者自立支援法施行規則</u>
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>	<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>	<u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>	<u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>
	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>	<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>

4 施行日

平成25年4月1日

条例	改正後	改正前
<p>1 横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第171号) 附則第5条第1項の旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成22年法律第71号。以下「整備法」という。) 附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法 (以下「新法」という。) 第21条の5の3第1項の指定を受けたものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第73条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第28条第1項から第9項まで及び第29条 (第78条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第73条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 省略 (経過措置)</p> <p>2 <u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u> (平成18年厚生労働省令第171号) 附則第5条第1項の旧指定児童デイサービス事業所に係る事業を行う者であって、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律 (平成22年法律第71号。以下「整備法」という。) 附則第22条第1項の規定により整備法第5条の規定による改正後の法 (以下「新法」という。) 第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、平成27年3月31日までの間は、第6条第1項第2号、第2項及び第6項並びに第73条第1項第2号、第2項及び第5項の規定は適用せず、第6条第1項第1号ア及びイ、第28条第1項から第9項まで及び第29条 (第78条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) 並びに第73条第1項第1号ア及びイの規定の適用については、第6条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」と、第28条第1項中「管理者は、児童発達支援管理責任者に」とあるのは「管理者は、」と、「担当させる」とあるのは「行う」と、同条第2項から第9項まで及び第29条中「児童発達支援管理責任者」とあるのは「指定児童発達支援事業所の管理者」と、第73条第1項第1号ア及びイ中「10」とあるのは「15」とする。</p>

条例	改正後	改正前
<p>2 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>3 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号の指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給された療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(6) 省略</p>	<p>3 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び<u>障害者自立支援法施行令</u>(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第42条の2の規定により読み替えられた法第58条第3項第1号の指定療養介護医療(以下「指定療養介護医療」という。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給された療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。</p> <p>(4)～(6) 省略</p>

条例	改正後	改正前
	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として<u>障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第171号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で2.5以上とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第50条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p>

条例	改正後	改正前
<p>3 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第172号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に それぞれ i から iii</p>

条例	改正後	改正前
	<p>をいう。以下同じ。)に じ。)に 応じ、そ れぞれ i から iii までに定める数 i ～ iii 省略 (b) 省略 b ～ d 省略 (ウ) 省略 イ～オ 省略 (2) 自立訓練(機能訓練) (障 害者の日常生活及び社会生活 を総合的に支援するための法律 施行規則(平成18年厚生労働省 令第19号。以下「規則」とい う。)第6条の6第1号に規定す る自立訓練(機能訓練)をいう。 以下同じ。)を行う場合 ア～カ 省略 (3)～(6) 省略 2～3 省略 (利用者負担額の受領) 第23条 省略 2 省略 3 指定障害者支援施設等は、前 2項の支払を受ける額のほか、 施設障害福祉サービスにおいて 提供される便宜に要する費用の うち、次に掲げる費用の支払を 支給決定障害者から受けること ができる。 (1)～(2) 省略 (3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費 用 ア 食事の提供に要する費用 及び光熱水費(法第34条第1 項の規定により特定障害者特 別給付費が利用者に支給され た場合は、<u>障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援 するための法律施行令(平成18 年政令第10号)第21条第1 項第1号に</u></p>	<p>までに定める数 i ～ iii 省略 (b) 省略 b ～ d 省略 (ウ) 省略 イ～オ 省略 (2) 自立訓練(機能訓練) (障 害者自立支援法施行規則(平 成18年厚生労働省令第19号。 以下「規則」という。)第6条 の6第1号に規定する自立訓 練(機能訓練)をいう。以下 同じ。)を行う場合 ア～カ 省略 (3)～(6) 省略 2～3 省略 (利用者負担額の受領) 第23条 省略 2 省略 3 指定障害者支援施設等は、前 2項の支払を受ける額のほか、 施設障害福祉サービスにおいて 提供される便宜に要する費用の うち、次に掲げる費用の支払を 支給決定障害者から受けること ができる。 (1)～(2) 省略 (3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費 用 ア 食事の提供に要する費用 及び光熱水費(法第34条第 1項の規定により特定障害者 特別給付費が利用者に支給さ れた場合は、<u>障害者自立支 援法施行令(平成18年政令第 10号)第21条第1項第1号 に</u></p>

条例	改正後	改正前
<p>4 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>規定する食費等の基準費用額（法第34第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。</p> <p>イ～オ 省略 4～6 省略</p> <p>（定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。 （1）～（2） 省略 （3） 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項の放課後</p>	<p>項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。</p> <p>イ～オ 省略 4～6 省略</p> <p>（定義） 第2条 この条例における用語の意義は、次に定めるもののほか、法の例による。 （1）～（2） 省略 （3） 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（<u>障害者自立支援法施行規則</u>（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第6条の6第1号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第2号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第6条の10第1号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第2号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項の医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項の放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）の事業及び</p>

条例	改正後	改正前
<p>5 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例</p>	<p>等デイサービスをいう。以下同じ。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)(<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則</u>(平成18</p>	<p>保育所等訪問支援(同条第5項の保育所等訪問支援をいう。以下同じ。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第12条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として<u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準</u>(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数</p> <p>ア～イ 省略</p> <p>2～7 省略</p> <p>(規模)</p> <p>第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に掲げる人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。</p> <p>(1) 生活介護、自立訓練(機能訓練)(<u>障害者自立支援法施行規則</u>(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。))</p>

条例	改正後	改正前
	<p>年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)</p> <p>20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあっては、10人以上)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p>	<p>第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(同条第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)</p> <p>20人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあっては、10人以上)</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 生活介護を行う場合</p> <p>ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。</p>

条例	改正後	改正前
	<p>(a) i からiiiまでに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算出した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i からiiiまでに定める数</p> <p>i～iii 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2～4 省略</p>	<p>(a) i からiiiまでに掲げる平均障害程度区分（<u>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準</u>（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算出した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i からiiiまでに定める数</p> <p>i～iii 省略</p> <p>(b) 省略</p> <p>b～d 省略</p> <p>(ウ) 省略</p> <p>イ～オ 省略</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>2～4 省略</p>